

令和 7 年 9 月 16 日

運航者又は所有者各位

航空機運航前に必要な書類提出（航行不能航空機関係）のご案内

平素より、当空港の安全の確保及び空港運用にご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、令和 7 年 10 月 1 日以降、当空港において航空機を利用するにあたり航空機の運航者又は所有者の方（以下「運航者等」という。）は原則として乗り入れる前に「運航者撤去作業計画」及び「同意書」の提出が必要となります。

下記のとおり運用しますのでご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 提出いただく必要がある書類

①当空港に撤去能力を有しない運航者等

青森空港管理事務所が作成した運航者撤去作業計画を使用することができます。

様式 1-3 運航者撤去作業計画(空港管理者作成版)をご確認のうえ、異存がなければ
様式 2-2 同意書(空港管理者作成の撤去計画を使用する者)をご提出ください。

②自ら作成した運航者撤去作業計画を提出する場合

運航者等が運航者撤去作業計画を自ら作成する方は、様式 1-2 運航者撤去作業計画(航空機使用事業者・個人向け)及び様式 2-1 同意書(自ら作成の撤去計画を使用する者)を基本に作成し、原則、運航の 1 週間前までにご提出ください。（内容確認に時間を要するため。）作成にあたり青森空港が保有する（空港内外事業者が協力するものを含む。）撤去資機材や作業要員などの情報を提供できますので必要な方はお問合せのうえ、記載内容の調整をお願いします。

2. 対象の航空機

令和 7 年 10 月 1 日以降、青森空港を利用する全ての航空機
(航空機の駐機、離着陸など。前日からの駐機も含む。)

3. 提出先・方法

次のアドレスにメールでご提出ください。

署名や押印があるものは後日、原本をご提出（郵送もしくは当日持参）ください。

メールアドレス：airport@pref.aomori.lg.jp（代表アドレス）

「青森空港管理事務所 土木施設課 宛」とご記載ください。

4. その他

- ・ スポット予約時に運航者撤去作業計画及び同意書の提出が確認できない航空機は、原則スポット予約の受付をお断りします。
（メールでご提出頂いたものを確認後、問題がなければスポット予約可能とします。）
- ・ 航空運送事業者に該当する場合はお問合せください。（別途様式をお送りします。）
- ・ 作成にあたり詳細な事項は「航行不能航空機の撤去に関する空港運用ガイダンス（R6.9.30 制定）国土交通省」をご参考ください。

<お問合せ・調整・送付先>

〒030-0155

青森空港管理事務所 土木施設課

住所：青森県青森市大字大谷字小谷 1-5

電話：017-739-2121

FAX：017-739-2780